

**福井県 舗装個別施設計画**  
**(概要版)**

**令和4年3月**

**福井県土木部道路保全課**

## 目次

はじめに .....	1
1. 舗装の現状と課題 .....	2
1.1 管理道路の現状 .....	2
1.2 舗装の現状 .....	3
2. 舗装の維持管理の基本的な考え方 .....	4
2.1 舗装管理の基本方針 .....	4
2.2 管理道路の分類（グループ分け） .....	4
2.3 管理基準 .....	8
2.4 点検方法・点検頻度・診断区分 .....	8
3. 計画期間 .....	9
3.1 計画期間 .....	9
4. 対策内容の基本的な考え方 .....	10
4.1 対策の優先順位 .....	10
4.2 対策方針 .....	10

## はじめに

---

福井県が管理する道路の総延長は約 2,205km に及び県内外の交通を支える重要な役割を担っている。現在の道路舗装は高度経済成長期以降、集中的に整備され、今後は老朽化の割合が加速度的に増加するため、適切に点検・診断、修繕を行い維持管理していく必要がある。

「舗装の個別施設計画」は、舗装の維持管理方針について取りまとめたものであり、予防保全による補修費用の削減や毎年度の予算を平準化し舗装の長寿命化を図るため、策定したものである。

## 1. 舗装の現状と課題

### 1.1 管理道路の現状

#### (1) 管理延長と舗装延長

管理延長と舗装延長は、下表に示すとおりである。

表 1-1 管理延長と舗装延長

道路区分	管理延長	舗装延長	舗装率
補助国道	594.6km	578.2km	97.2%
主要地方道	566.5km	548.5km	96.8%
一般県道	1,003.0km	941.6km	93.9%
独立専用自歩道	41.6km	41.2km	99.0%
計	2,205.7km	2,109.5km	95.6%

(出典：道路現況表 (R2.4.1時点) より)

#### (2) 平均交通量

平均交通量は、下表に示すとおりである。

表 1-2 平均交通量

道路区分	平均交通量	うち大型車	
		平均交通量	混入率
管理道路全体	4,483 台/日	461 台/日	9.6%
うち補助国道	5,056 台/日	577 台/日	10.5%
うち主要地方道	5,228 台/日	514 台/日	9.6%
うち一般県道	3,730 台/日	364 台/日	9.1%

(出典：平成 27 年度交通量調査結果より)

## 1.2 舗装の現状

福井県では定量的に舗装の状態を把握するために、交通量の多い道路については路面性状調査を実施している。路面性状調査は舗装上に発生したひび割れ、わだち掘れ(車が通行する方向に沿って発生した凹み)、縦断凹凸量 I R I (車が通行する方向に沿って発生した凹凸)を測定し、評価指標である M C I を算出する。

### ● M C I 値とは

Maintenance Control Index の略で、「道路管理者が主観的に維持修繕を必要と感じる路面状態を表す指標」として旧建設省で開発された、日本独自の指数である。MCI 値は、舗装工事直後の最良の状態を 10 とし、劣化が進むごとに指標が低下する。

MCI 値による管理の目安

$0 \leq M C I \leq 3$  以下 (早急に修繕が必要)

$3 < M C I \leq 4$  (修繕が必要)

$4 < M C I \leq 5$  以下 (修繕の必要はないが経過観察が必要)

$5 < M C I$  (望ましい管理水準)

出典：「第 34 回建設省技術研究会報告 (昭和 55 年度)」

## 2. 舗装の維持管理の基本的な考え方

### 2.1 舗装管理の基本方針

舗装の個別施設計画の策定にあたっては、診断結果を踏まえた適切な措置を行うことで、道路舗装の長寿命化や舗装の維持修繕費のライフサイクルコスト縮減を目指す。

### 2.2 管理道路の分類（グループ分け）

管理道路の分類（グループ分け）は、舗装設計の設計条件として、大型車交通量が用いられることより、大型車交通量区分によって管理区分を分けることとした。分類は舗装点検要領（平成28年10月 国土交通省 道路局）の道路の分類を参考にして区分した。（分類Aは高速道路であるため、福井県の管理道路には該当無しとする。）

表 2-1 管理道路の分類（グループ分け）

管理道路の 分類	大型車交通量区分	延長 (km)			
		補助国道	主要地方道	一般県道	合計
分類B	N <sub>6</sub> (1,000 台/日・方向 以上)	16.2	11.6	10.4	38.1
分類C	N <sub>4</sub> ～N <sub>5</sub> (100 台/日・方向 以上、 1,000 台/日・方向 未満) 区分Bと区分Cの連続性を 補間する N1～N3 の区間	438.8	314.9	473.8	1,227.5
分類D	N <sub>1</sub> ～N <sub>3</sub> (100 台/日・方向 未満) 及び冬期通行不能区間	139.6	240.0	518.9	897.5
合計		594.6	566.5	1,003.0	2,163.1

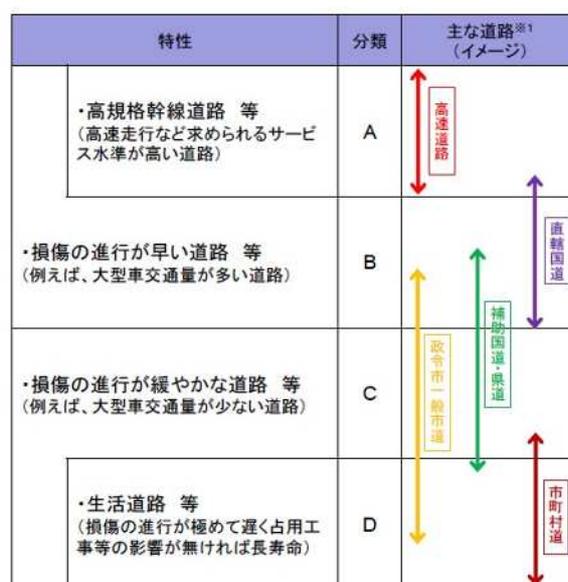


図 2-1 管理道路の分類イメージ

(出典：舗装点検要領より)

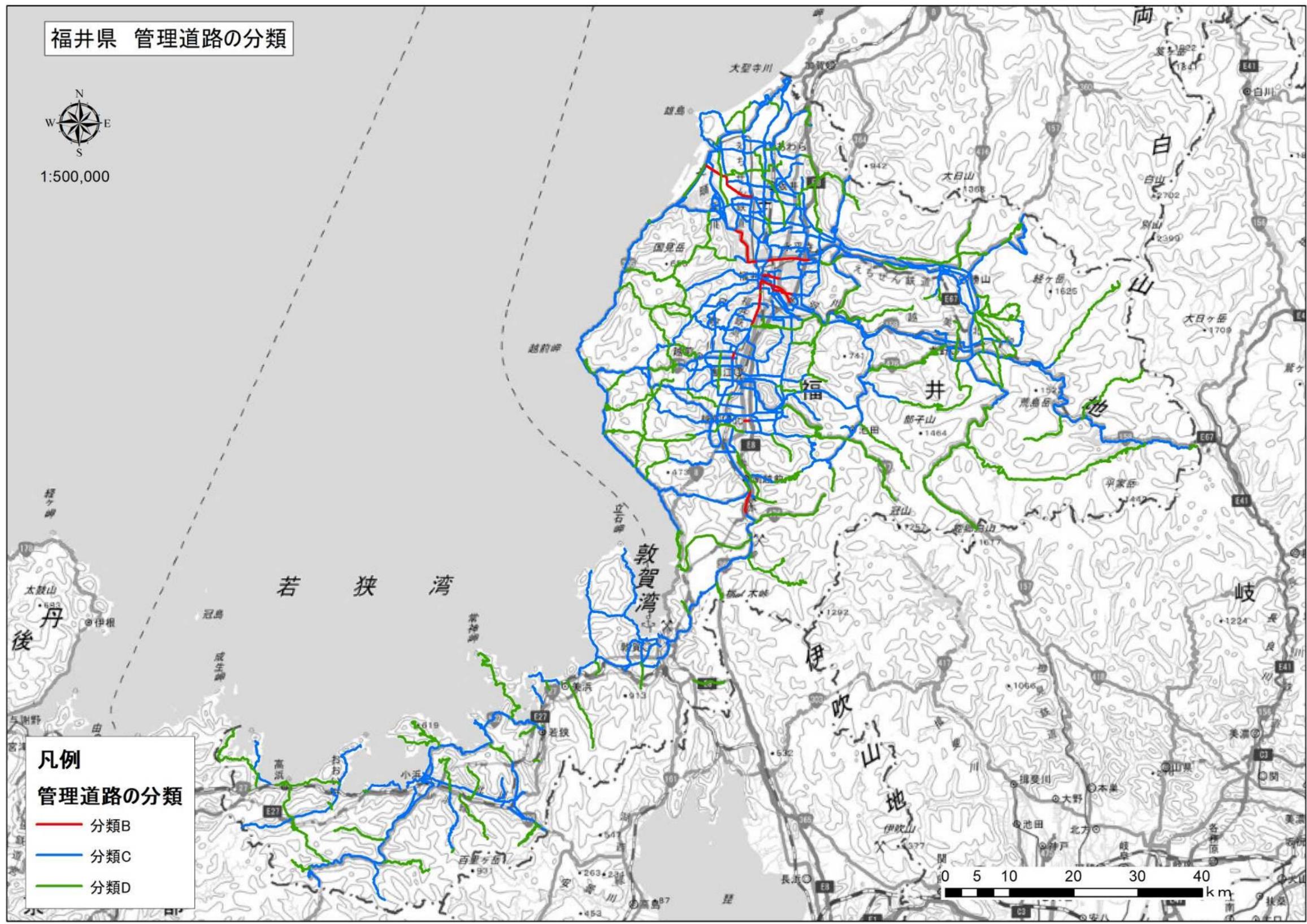


図 2-2 管理道路の分類図

表 2-2 管理道路の分類一覧（分類 B・C）(1/2)

土木事務所	分類	路線名	延長 (m)	土木事務所	分類	路線名	延長 (m)
福井土木事務所	B	一般国道 158 号	2,225	福井土木事務所	C	県 180-1 東郷福井線 新道	3,220
福井土木事務所	C	一般国道 158-1 号	7,765	福井土木事務所	C	県 180 東郷福井線	6,545
福井土木事務所	C	一般国道 158 号	21,295	福井土木事務所	C	県 181 東郷麻生津線	4,515
福井土木事務所	C	一般国道 158-2 号	2,410	福井土木事務所	C	県 182 三尾野別所線	7,415
福井土木事務所	C	一般国道 158-4 号	285	福井土木事務所	C	県 191 鯖江浅水線	3,955
福井土木事務所	C	一般国道 158-5 号	3,520	福井土木事務所	C	県 208 徳光鯖江線	2,860
福井土木事務所	C	一般国道 305 号	26,400	福井土木事務所	C	県 228 福井停車場勝見線	1,020
福井土木事務所	C	一般国道 305 号白方川尻BP	1,385	福井土木事務所	B	県 229 福井鯖江線	4,865
福井土木事務所	C	一般国道 364 号	8,140	福井土木事務所	C	県 229 福井鯖江線	1,895
福井土木事務所	C	一般国道 364-2 号 新道	1,430	福井土木事務所	C	県 242 勝見稲津線	3,780
福井土木事務所	C	一般国道 364-1 号	620	福井土木事務所	C	県 245 永平寺線	280
福井土木事務所	B	一般国道 416 号	11,100	福井土木事務所	C	県 251 本郷福井線	2,285
福井土木事務所	C	一般国道 416 号	24,970	福井土木事務所	C	県 252 三尾野鯖江線	920
福井土木事務所	C	一般国道 416-3 号 新道	2,575	福井土木事務所	C	県 253 清水麻生津線	4,100
福井土木事務所	C	一般国道 416-1 号	735	福井土木事務所	C	県 253-1 清水麻生津線	2,700
福井土木事務所	C	一般国道 416-4 号 白方布施田BP	1,525	福井土木事務所	C	県 265 ふくい健康の森線	2,775
福井土木事務所	C	一般国道 476 号	2,440	福井土木事務所	C	県 268 福井森田丸岡線	1,580
福井土木事務所	C	主 2 武生美山線	5,355	三国土木事務所	C	一般国道 305 号	21,470
福井土木事務所	C	主 3 福井大森河野線	2,100	三国土木事務所	C	一般国道 364 号	10,725
福井土木事務所	B	主 5 福井加賀線	2,500	三国土木事務所	C	主 5 福井加賀線	12,580
福井土木事務所	C	主 5 福井加賀線	7,470	三国土木事務所	C	主 7 三国東尋坊芦原線	11,520
福井土木事務所	C	主 6 福井四ヶ浦線	10,810	三国土木事務所	C	主 9 芦原丸岡線	8,845
福井土木事務所	C	主 10 丸岡川西線	2,290	三国土木事務所	C	主 9-1 芦原丸岡線	2,645
福井土木事務所	C	主 11 福井停車場線	415	三国土木事務所	C	主 10 丸岡川西線	10,270
福井土木事務所	C	主 17 勝山丸岡線	5,960	三国土木事務所	C	主 17 勝山丸岡線	8,870
福井土木事務所	C	主 25 福井今立線	6,725	三国土木事務所	B	主 20 三国春江線	7,470
福井土木事務所	B	主 28 福井朝日武生線	1,000	三国土木事務所	C	主 29 福井金津線	20,170
福井土木事務所	C	主 28 福井朝日武生線	10,735	三国土木事務所	C	主 30 福井丸岡線	3,175
福井土木事務所	C	主 29 福井金津線	1,650	三国土木事務所	C	主 37 金津インター線	300
福井土木事務所	C	主 30 福井丸岡線	7,890	三国土木事務所	C	主 38 丸岡インター線	1,455
福井土木事務所	C	主 32 清水美山線	9,775	三国土木事務所	C	県 101 三国金津線	6,865
福井土木事務所	C	県 103 福井三国線	1,700	三国土木事務所	C	県 102 春江川西線	4,440
福井土木事務所	C	県 110 中川松岡線	2,060	三国土木事務所	C	県 103 福井三国線	1,860
福井土木事務所	C	県 111 舟橋松岡線	5,945	三国土木事務所	C	県 106 三国丸岡停車場線	11,090
福井土木事務所	C	県 112 榑神谷鳴鹿森田線	2,420	三国土木事務所	C	県 108 春江丸岡線	5,610
福井土木事務所	C	県 113 稲津松岡線	10,395	三国土木事務所	C	県 110 中川松岡線	645
福井土木事務所	C	県 113-1 稲津松岡線	610	三国土木事務所	C	県 112 榑神谷鳴鹿森田線	5,325
福井土木事務所	B	県 114 吉野福井線	2,225	三国土木事務所	C	県 119 三国停車場線	385
福井土木事務所	C	県 114 吉野福井線	5,470	三国土木事務所	C	県 120 細呂木停車場北湖線	2,860
福井土木事務所	C	県 115 殿下福井線	10,830	三国土木事務所	C	県 121 芦原湯町停車場線	75
福井土木事務所	C	県 116 徳光福井線	5,990	三国土木事務所	C	県 122 芦原温泉停車場線	500
福井土木事務所	C	県 125 森田停車場線	160	三国土木事務所	C	県 123 芦原温泉停車場中川線	4,610
福井土木事務所	C	県 126 森田停車場中角線	1,875	三国土木事務所	C	県 147 瓜生今福線	1,880
福井土木事務所	C	県 128 福井停車場米松線	2,740	三国土木事務所	C	県 153 水口牛ノ谷線	6,560
福井土木事務所	C	県 155 八幡横越線	5,780	三国土木事務所	C	県 155 八幡横越線	265
福井土木事務所	C	県 156 佐野山岸線	2,525	三国土木事務所	C	県 156 佐野山岸線	4,955
福井土木事務所	C	県 156-1 佐野山岸線新道	980	三国土木事務所	C	県 159 長畑金津線	5,230
福井土木事務所	C	県 164 大畑松岡線	8,325	三国土木事務所	C	県 160 板倉高江線	9,250
福井土木事務所	C	県 164-1 大畑松岡線	670	三国土木事務所	C	県 163 高江針原線	1,895
福井土木事務所	C	県 165 京善原目線	3,330	三国土木事務所	C	県 166 北湯平山線	4,465
福井土木事務所	C	県 168 藤巻下荒井線	1,760	三国土木事務所	C	県 167 磯部島西瓜屋線	3,440
福井土木事務所	C	県 176 御本丸大手町線	130	三国土木事務所	C	県 226 三国停車場桜谷線	1,155
福井土木事務所	C	県 177 山奥九十九橋線	1,035	三国土木事務所	C	県 234 福井空港線	800
福井土木事務所	B	県 178 篠尾出作線	2,540	三国土木事務所	C	県 257 坂井金津線	1,730
福井土木事務所	C	県 178 篠尾出作線	3,445	奥越土木事務所	C	一般国道 157 号	38,430
福井土木事務所	C	県 179 淵上志比口線	2,130	奥越土木事務所	C	一般国道 158 号	49,240

表 2-3 管理道路の分類一覧（分類 B・C）(2/2)

土木事務所	分類	路線名	延長 (m)	土木事務所	分類	路線名	延長 (m)
奥越土木事務所	C	一般国道 158-2号	2,595	丹南土木事務所	C	県 194 西尾鯖江停車場線	4,825
奥越土木事務所	C	一般国道 416号	6,925	丹南土木事務所	C	県 196 北吾妻武生新停車場線	325
奥越土木事務所	C	一般国道 476号	3,500	丹南土木事務所	C	県 198 池泉今立線	3,205
奥越土木事務所	C	主 17 勝山丸岡線	11,150	丹南土木事務所	C	県 199 大滝定友線	1,160
奥越土木事務所	C	主 26 大野勝山線	11,575	丹南土木事務所	C	県 200 岩本栗田部線	835
奥越土木事務所	C	主 31 篠尾勝山線	4,305	丹南土木事務所	C	県 201 菅生武生線	14,820
奥越土木事務所	C	県 131 勝山停車場線	2,315	丹南土木事務所	C	県 203-1 池田南条線	2,570
奥越土木事務所	C	県 168 藤巻下荒井線	10,815	丹南土木事務所	C	県 203-3 池田南条線	65
奥越土木事務所	C	県 172 皿谷大野線	6,440	丹南土木事務所	C	県 203-2 池田南条線	3,985
奥越土木事務所	C	県 173 上小池勝原線	4,060	丹南土木事務所	C	県 205 湯谷王子保停車場線	8,210
奥越土木事務所	C	県 260 勝山インター線	2,550	丹南土木事務所	C	県 212 寺武生線	3,010
奥越土木事務所	C	県 261 滝波長山線	1,420	丹南土木事務所	C	県 229 福井鯖江線	1,850
丹南土木事務所 (鯖江丹生)	C	一般国道 305号	17,455	丹南土木事務所	C	県 262 武生インター東線	3,400
丹南土木事務所 (鯖江丹生)	C	一般国道 365号	18,105	敦賀土木事務所	C	一般国道 162号	10,405
丹南土木事務所 (鯖江丹生)	C	一般国道 417号	15,470	敦賀土木事務所	C	一般国道 476号	13,010
丹南土木事務所 (鯖江丹生)	C	主 3 福井大森河野線	8,260	敦賀土木事務所	C	主 13 敦賀停車場線	305
丹南土木事務所 (鯖江丹生)	C	主 18 鯖江美山線	9,365	敦賀土木事務所	C	主 33 佐田竹波敦賀線	18,050
丹南土木事務所 (鯖江丹生)	C	主 25 福井今立線	3,625	敦賀土木事務所	C	主 36 敦賀港線	435
丹南土木事務所 (鯖江丹生)	C	主 28 福井朝日武生線	7,765	敦賀土木事務所	C	県 141 竹波立石磯間線	5,600
丹南土木事務所 (鯖江丹生)	C	主 39 鯖江インター線	675	敦賀土木事務所	C	県 141-1 竹波立石磯間線	10,995
丹南土木事務所 (鯖江丹生)	C	県 104 鯖江織田線	10,270	敦賀土木事務所	C	県 142 松島若葉線	2,700
丹南土木事務所 (鯖江丹生)	C	県 105 鯖江今立線	3,295	敦賀土木事務所	C	県 143 松原栗野停車場線	6,150
丹南土木事務所 (鯖江丹生)	C	県 134 鯖江停車場線	595	敦賀土木事務所	C	県 210 余座若葉線	7,045
丹南土木事務所 (鯖江丹生)	C	県 185 鯖江清水線	4,280	敦賀土木事務所	C	県 214 日向郷市線	5,010
丹南土木事務所 (鯖江丹生)	C	県 186 神明停車場線	105	敦賀土木事務所	C	県 225 敦賀美浜線	12,930
丹南土木事務所 (鯖江丹生)	C	県 187 寺朝日線	4,390	敦賀土木事務所	C	県 244 三方五湖公園線	2,730
丹南土木事務所 (鯖江丹生)	C	県 189 青野鯖江線	7,735	小浜土木事務所	C	一般国道 162号	47,290
丹南土木事務所 (鯖江丹生)	C	県 190 小曾原武生線	1,325	小浜土木事務所	C	一般国道 303号	5,700
丹南土木事務所 (鯖江丹生)	C	県 191 鯖江浅水線	2,095	小浜土木事務所	C	主 1 小浜綾部線	16,260
丹南土木事務所 (鯖江丹生)	C	県 194 西尾鯖江停車場線	2,970	小浜土木事務所	C	主 14 小浜停車場線	1,220
丹南土木事務所 (鯖江丹生)	C	県 208 徳光鯖江線	4,935	小浜土木事務所	C	主 15 小浜港線	1,040
丹南土木事務所 (鯖江丹生)	B	県 229 福井鯖江線	720	小浜土木事務所	C	主 22 上中田鳥線	5,800
丹南土木事務所 (鯖江丹生)	C	県 229-1 福井鯖江線	400	小浜土木事務所	C	主 24 小浜上中線	12,805
丹南土木事務所 (鯖江丹生)	C	県 229 福井鯖江線	4,720	小浜土木事務所	C	主 35 久坂中ノ畑小浜線	8,925
丹南土木事務所 (鯖江丹生)	C	県 252-1 三尾野鯖江線	970	小浜土木事務所	C	県 107 泊小浜停車場線	2,290
丹南土木事務所 (鯖江丹生)	C	県 252 三尾野鯖江線	2,480	小浜土木事務所	C	県 149 音海中津海線	5,555
丹南土木事務所	B	一般国道 305号	2,875	小浜土木事務所	C	県 149-1 音海中津海線 新道	1,535
丹南土木事務所	C	一般国道 305号 しおかぜライン	5,880	小浜土木事務所	C	県 218 新道安賀里線	4,415
丹南土木事務所	C	一般国道 305号	21,330	小浜土木事務所	C	県 222 中井青井線	5,250
丹南土木事務所	C	一般国道 365号	27,038	小浜土木事務所	C	県 224 染ヶ谷小倉線	5,920
丹南土木事務所	C	一般国道 417号	4,300	小浜土木事務所	C	県 235 加斗袖崎鹿島線	9,115
丹南土木事務所	C	一般国道 476号	14,405	小浜土木事務所	C	県 241 赤礁崎公園線	8,565
丹南土木事務所	C	主 2 武生美山線	20,860	小浜土木事務所	C	県 246 杉山兼田線	3,755
丹南土木事務所	C	主 12 武生停車場線	900	小浜土木事務所	C	県 249 田鳥公園線	3,425
丹南土木事務所	C	主 19-1 武生米ノ線	2,500	小浜土木事務所	C	県 267 小浜インター線	670
丹南土木事務所	C	主 25 福井今立線	4,115				
丹南土木事務所	C	主 28 福井朝日武生線	7,895				
丹南土木事務所	C	主 34 松ヶ谷宝慶寺大野線	6,100				
丹南土木事務所	C	一般国道 305号	21,330				
丹南土木事務所	B	主 40 武生インター線	585				
丹南土木事務所	C	県 105 鯖江今立線	2,540				
丹南土木事務所	C	県 117-1 今立池田線	4,900				
丹南土木事務所	C	県 117-2 今立池田線	2,055				
丹南土木事務所	C	県 136 帆山王子保停車場線	4,800				
丹南土木事務所	C	県 137 柚山城跡線	1,020				
丹南土木事務所	C	県 190 小曾原武生線	12,330				

## 2.3 管理基準

管理基準は、下表に示すとおりである。

表 2-4 管理基準

管理道路の分類	ひび割れ率	わだち掘れ量	IRI	MCI
分類B・C	40%未満	40mm 未満	8mm/m 未満	4.0 超
分類D	舗装管理パトロールにて補修が不要と判断される段階			

## 2.4 点検方法・点検頻度・診断区分

点検方法・点検頻度は、分類B・Cの道路は路面性状測定車を用いたひび割れ、わだち掘れ量、IRIの3要素調査を基本とし、継続的に路面性状データを蓄積する。

分類Dについては巡視の機会を通じた路面状況把握を基本とし、現地で撮影した写真や巡視車両に設置した車載カメラ（ドライブレコーダー等）の映像等で路面状況を記録する。

表 2-5 点検方法・点検頻度

分類	点検方法	点検頻度
分類B	路面性状測定車等による3要素調査 (ひび割れ率、わだち掘れ量、IRI)	5年に1度
分類C	路面性状測定車等による3要素調査 (ひび割れ率、わだち掘れ量、IRI)	5年に1度
分類D	巡視の機会を通じた路面状況把握	

表 2-6 診断区分の条件

診断区分	状態	MCI 値
診断区分Ⅰ	健全	$4.0 < MCI$
診断区分Ⅱ	表層機能保持段階	$2.0 < MCI \leq 4.0$
診断区分Ⅲ	修繕段階	$MCI \leq 2.0$

### 3. 計画期間

---

#### 3.1 計画期間

---

当該個別施設計画の計画期間は、40年間とする。

## 4. 対策内容の基本的な考え方

### 4.1 対策の優先順位

舗装損傷状況、路線の重要性、交通量等を考慮し補修の優先順位を決定する。優先順位の評価は調査結果の劣化度合いと影響度合いにより評価を行う。

#### (1) 劣化度合いによる評価

劣化の進んでいる箇所ほど早期の補修が必要であるという考えより、調査結果のMCI値に応じて点数付けを行う。

区分Dについてはパトロール時に撮影した写真からMCI値を判定し評価する。

#### (2) 影響度合いによる評価（DID区間・平均旅行速度による評価）

DID区間では歩行者、車両、住民など、多くの利用者が想定され、水はねや騒音などの影響が大きいため、早期の補修が望ましいという考えより、DID区間では点数付けを行う。また、舗装が傷んでいる場合、旅行速度が速いほど快適性への悪影響が大きいため、早期の補修が望ましいという考えより、平均旅行速度が一定速度以上の場合に点数付けを行う。

※DID区間：道路交通センサスの沿道状況区分において、「人口集中地区かつ商業地域」及び「人口集中地区（商業地域を除く）」に該当する区間。

※H27 道路交通センサス 一般交通量調査 集計結果整理表より、福井県内の道路種別が地方道（主要地方道および一般県道）の昼間12時間平均旅行速度（33.6km/h）を基準と考える。

※同一点数の場合は、劣化が進んでいる区間（MCI値が低い区間）の優先度を高く設定する。

※同一のMCI値となる場合は、H27 道路交通センサスによる24時間大型車交通量の多い区間を優先とする。

### 4.2 対策方針

対策優先度の高い区間から現地状況を確認した上で、対策内容を設定し実施する。

なお、診断区分ⅡのうちMCIが3.0超4.0以下の区間については、表層の上部のみの劣化であり、表層の構造としては健全であると判断し、1回目の工事はパッチング等の補修系工法（予防保全的対策）により表層機能の回復を図る。2回目の工事の際には、舗装構造を修繕するために切削オーバーレイ等の修繕工法を行うこととする。

このように予防保全的対策を導入し予算を平準化することで、事後保全的対策と比べ、低い予算規模でMCI4.0以下に抑制することが期待される。

表 4-1 対策工法の選定基準

判定基準	工法	備考
3.0 < MCI ≤ 4.0	補修系工法 (パッチング等)	予防保全的対策
2.0 < MCI ≤ 3.0 または 1回目の工法が 補修系工法だった区間	切削 オーバーレイ 工法	
MCI ≤ 2.0	全層打換え工法	

福井県 舗装個別施設計画

令和4年3月

福井県土木部道路保全課